

あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は

突然
相続について考える
平成27年1月号

やってくる

新年あけましておめでとうございます。

2015年は未年です。羊は群れる動物ですので、家族の安泰を示しているとか、果実が熟し出すことを意味しているとか言われています。そのような年ですので、皆さんにとって家族が健康で繁栄し、かつ実り多い一年でありますようスタッフ一同お祈りいたしております。

この事務所通信も今年で4年目になりました。皆様に相続について知っていただきたいとの思いで発信しています。今年から税制が変わり、ある意味（好ましくはないのでしょうか）相続がより身近なものになるようです。

今年も相続について様々な事例にふれてまいります。相続というと一般的に縁遠く感じるものだとは思いますが、このコラムが皆さんにとって大切な人のことを考えるきっかけになれば幸いです。

● 一年の計は元旦にあり。年の初めだからこそ考えよう。 ●

年の始まりに、抱負を立てた方も沢山いらっしゃると思いますが、元旦、新年度（4月）、誕生日など「節目」に目標を立てるることは、それまでの自分自身を見返し、これから自分の自分を想像し、目標達成のために努力する良い機会だと言えます。一日のスタートは朝、一年のスタートは元旦。一生のスタートは、誕生日。自分自身をリセットする節目を決めて実行を継続していきたいのですね。

● まだ若くても、財産がなくても書き留めておこう。 ●

遺言書は、家族や大切な人のために書くものです。しかし、法律上の保護が必要な遺言書は、どうしても形式的になりますが、ちょっと苦手な人が多いのではないでしょうか。そこで考えられたのがエンディングノートです。これは、遺言書としての法律上の保護はありませんが、遺された家族にとっては、とても助かるものだと思います。なぜなら、いつも一緒にいる家族ならば、ある程度のことを知らせていたりするのですが、最近の傾向として、プライバシーを大きく保護する為に、自分のことを知っている人が居なかつたり、知っていても詳しくは知らない人が増えているようです。その最たるもののが「孤独死」です。自分の「死に際」に誰も立ち会えないということですから、自分の想いを伝えた人がいることは少ないでしょう。もし、自分の持っている財産や権利或いは義務を書き留めてあり、死後はどうして欲しいかを書いていたなら、遺された人々はどれだけ助かるか想像すれば分かると思います。どんな人でも、社会の一員である以上は死んだ後の手続きが必ずあります。どんなに財産がないと言う人でも、全くない人はいません。何某かの財産や権利をお持ちです。ですから、そのすべての財産や権利には相続が発生するのです。この相続の手続きは、財産や権利の種類ごとに違いますし、どう処分するかを考えるのも大変です。そこで、亡き人の遺志が示されていると、その手続きがスムーズに行くことになります。

エンディングノートは、気軽な気持ちで書いて頂くといいと思います。街の本屋さんや文房具屋さんで売っていますので、それを使ってもらうとして、私たちは法律家ですので、法律の保護のある遺言書にこだわりたいと思います。

遺言書は、いざというときの備え。何度も書き直しができるので、「書けるときに書いておく！」のがベストだと言えます。「でも難しそうだし、面倒くさそう」ですよね！？そんな方のために遺言を書くためのポイントを5つお教えしましょう。

まず、最初に知っておこう！遺言書を書くための5つの鉄板ルール。

遺言書を書く前にまず準備するものは、紙或いは便箋、ペン（万年筆やボールペンなど消えにくい筆記用具）、印鑑・朱肉です。

ポイントその①：すべて直筆で書きましょう。パソコンやワープロは不可。夫婦2人で1つの遺言書も×です。

ポイントその②：遺言書を作成した正確な日付（年、月、日）を書きましょう。平成26年1月吉日は×です。

ポイントその③：書き間違えたときは、訂正することもできます。ただし訂正が厳格です。（詳しくは民法968-2）
※そのためにも下書きをし、清書することをおすすめします。

ポイントその④：署名をきっちりと！戸籍上の姓名を必ず明記しましょう。名字や名前のみは×です。

ポイントその⑤：最後に印鑑をしっかりと押しましょう。認め印でもOKですが、実印の方がいいです。そして、朱肉を使いましょう。

あとは実際に書くのみ！皆さんにとって大切な人との絆を考えるきっかけになれば嬉しい限りです。